

概要版

佐賀市 子ども計画

令和8年度～令和11年度

子ども・若者の夢や希望がふくらみ、
自分色の未来が輝くまち“さが”

Saga
City

令和8年3月
佐賀市

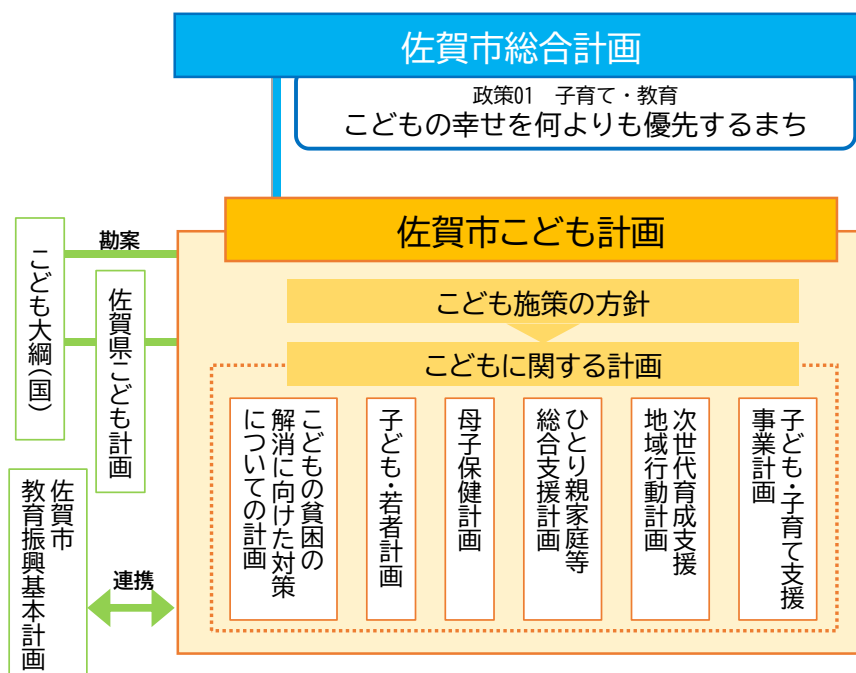
佐賀市子ども計画とは

1. 目的

佐賀市の全ての子どもと若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、「子どもまんなか社会」を実現するために策定しました。

2. 内容と位置づけ

国の子ども大綱や佐賀県子ども計画を勘案し、佐賀市の実情や子ども・若者・子育て当事者の意見を取りまとめて、子ども施策に関する全体的な方針を定め、具体的な取組を市民に分かりやすく示すものです。



3. 期間

令和8年度～令和11年度(4年間)

4. 推進体制と進捗管理

策定にあたり、令和6年度から令和7年度にかけて、「佐賀市子ども・子育て会議」において、計画内容、施策推進に関する事項等について審議しました。

また、計画を着実に進めるため、「佐賀市子ども・子育て会議」でPDCAサイクルに基づく進捗管理を行うとともに、子ども・若者・保護者などへのアンケートを通じて、新たな取組の検討にも生かします。



佐賀市の計画の特徴

子どもたちの意見を計画に反映し、実効性のある計画とすることを目的として、子どもや若者へのさまざまな意見聴取の機会を設けました。

①佐賀市子どもミーティング2025

市内の小学生、中学生、高校生89人が参加し、グループワークを通して意見をまとめました。

⑥子ども版パブリックコメント

市内の小中学校・高等学校をはじめ、子どもや若者を中心に「子ども版パブリックコメント」を実施したところ、2,139件の意見が寄せられました。

②子どもの生活アンケート

小学校5年生と中学校2年生約3,900人とそれぞれの保護者を対象に実施しました。

子ども・若者・子育て当事者の意見を反映



⑤子ども・子育て会議への学生などの参加

計画を審議する会議に、学校長（現場の意見）と大学・短期大学の学生にオブザーバーとして参加してもらい、意見を聴きました。

③若者へのアンケート

市内在住の16歳～39歳の若者3,000人を対象に実施しました。

④声を届けにくい・聴かれにくい子どもや若者からの意見聴取

さまざまな環境にあって声を届けにくい・聴かれにくい子どもや若者からの声を聞き取りました。

①佐賀市子どもミーティング 2025



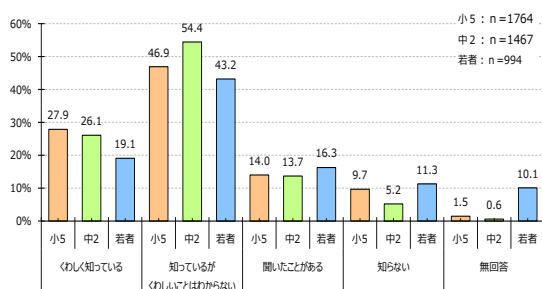
⑤会議への学生などの参加



②、③子どもと若者のアンケートの声

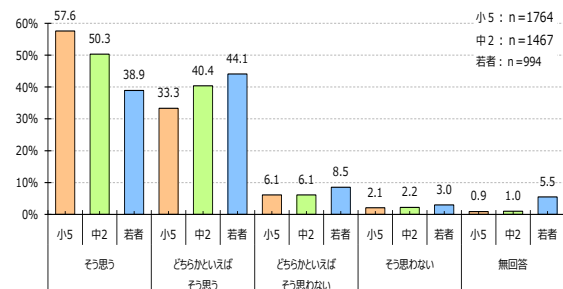
○全ての子どもは生まれた時から権利をもっているということを知っているか

「くわしく知っている」の割合は若者で少くなる傾向がみられます。



○今、自分が幸せだと思うか

年齢が上がるほど、幸せだと「思う」から「どちらかといえば思う」へと幸福感が移行していく傾向がみられます。



基本理念

こども・若者の夢や希望がふくらみ、
自分色の未来が輝くまち“さが”

市では、最上位計画である総合計画の「子育て・教育」分野で目指すまちの将来像を、「こどもの幸せを何よりも優先するまち」としています。

「こどもの幸せ」を何よりも優先するために何をしたらよいのか、大人が考えます。

「こどもの幸せ」って何だろうと、大人が考えます。

大人が考える「こどもの幸せ」は、こどもにとっての幸せではないのでは？と誰かが言いました。

「こどもにとっての幸せって何だろう？」をテーマにした「佐賀市こどもミーティング2025」の開催やアンケートの実施、大学生の会議への参加など、こどもの意見を聴く取組を行いました。

こどもたちは、たくさんの意見を出してくれました。

その中から「夢や希望」、「自分らしさ」、「自分のやりたいことをかなえている」をキーワードとして基本理念を作成しました。

わたしたちは、全てのこどもが安心して夢や希望を描き、自分らしく可能性を広げることができる社会を目指します。

そのために何をするのか考えます。

そこには、こどもたちがいます。

基本的な視点

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、次の視点を重視して施策に取り組みます。

基本的な視点1

こどもを権利の主体
として尊重します

基本的な視点2

多様性を尊重した
共生社会を目指します

基本的な視点3

こどもの主体性を
育みます

基本的な視点4

社会全体でこどもを育む
まちづくりを進めます

基本的な視点5

こどもにとってもっとも
よいことを考えます

施策の体系



基本理念	基本目標	施策	施策の展開
じゅども・若者の夢や希望がふくらみ、自分色の未来が輝くまち「さが」	基本目標1 こどもを権利の主体として尊重する		
	施策1 こどもの権利の尊重	① こどもの権利に関する普及啓発	
		② こどもの権利を守る取組	
		③ こどもや若者の社会参画と意見表明の機会の充実	
	基本目標2 ライフステージを通じた支援を行う		
	施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	① 遊びや体験活動の推進	
		② 生活習慣の形成・定着	
		③ 将来の可能性を広げるためのジェンダー平等の推進	
		④ 外国とつながるこどもや若者への支援	
	施策3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	
		② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	
		③ 医療体制の充実	
		④ こどもの健やかな成長を見守り育む環境づくり	
	施策4 配慮を必要とするこどもや家庭への支援	① 障がい児・医療的ケア児等への支援	
		② こどもの貧困の解消に向けた支援	
		③ 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援	
		④ 自殺やひきこもり、少年非行等への対応	
	施策5 こどもや若者、子育てにやさしいまちづくり	① こどもの安全の確保	
② 生活環境の整備			
③ 学校や地域、行政等の協働・連携体制の整備			
④ こどもが安心できる居場所の提供			
施策6 子育て当事者への支援	① 共働きへの理解、子育ての推進		
	② 地域子育て支援、家庭教育支援		
	③ ひとり親家庭への支援		
	④ 子育てや教育に関する負担の軽減		
基本目標3 成長段階に応じた支援を充実する			
施策7 誕生前から幼児期までの支援	① 妊娠期、出産など産前産後の支援の充実		
	② 乳幼児の健やかな成長を見守り育む環境づくりの推進		
	③ 幼児教育・保育の質の向上		
	④ 配慮を必要とするこどもへの支援		
施策8 学童期・思春期の支援	① 自ら考え、行動し、生きる力を身につける教育の推進		
	② いじめや問題行動への対策と不登校のこどもへの支援		
	③ こどもや若者の視点に立った多様な居場所づくり		
施策9 若者への支援	① 若者が自ら希望するライフコースを選択できる環境づくり		
	② 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援		
	③ 若者が成長し、活躍できるまちづくり		

基本目標 1 こどもを権利の主体として尊重する

こどもの権利の尊重



こどもが権利の主体であることをこども自身が知るとともに、社会全体に広く浸透させることが重要です。全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、性別や考え方、文化の違いに関わらず個性と能力を発揮できる社会を目指します。

主な取組

こどもの権利に関する普及啓発

- ・子どもへのまなざし運動（市民総参加子ども育成運動）
- ・学校や地域での道徳教育、人権・同和教育の推進
- ・男女共同参画意識の啓発

こどもの権利を守る取組

- ・相談・支援体制の充実
- ・関係機関と連携した取組

こどもや若者の社会参画と意見表明の機会の充実

- ・こどもの意見を聴く取組の推進

基本目標 2 ライフステージを通じた支援を行う

多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こどもが参加できるさまざまな遊びや体験の場を提供することで、こどもの豊かな心や主体性、協調性を育みます。

主な取組

遊びや体験活動の推進

- ・こどもの遊び場・居場所の提供
- ・こどもの健全育成活動の実施
- ・郷土学習や伝統文化等を体験する機会の提供

生活習慣の形成・定着

- ・食に関する教育の実施
- ・適切な睡眠習慣と生活リズムの形成の推進
- ・運動習慣化の推進

将来の可能性を広げるためのジェンダー平等の推進

- ・男女の人権を取り扱った講座等の実施
- ・中学生への男女共同参画に関する授業の実施
- ・保育従事者や小中学校の教職員等に向けた研修等

外国とつながるこどもや若者への支援

- ・国際理解講座等の実施
- ・外国人のための日本語学習環境の整備
- ・生活に必要な行政情報の多言語による発信

こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、各家庭の困りごとに寄り添いきめ細かなサービスを提供していきます。

主な取組

切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

- ・相談体制や保健指導の充実
- ・訪問指導の実施
- ・産後ケアの実施

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ・適切な睡眠習慣と生活リズムの形成の推進
- ・こどもの体格についての実態把握と保健指導
- ・学校における保健学習との連携及び情報共有

医療体制の充実

- ・小児緊急医療の普及啓発やかかりつけ医の推奨
- ・緊急時の医療体制の充実

こどもの健やかな成長を見守り育む環境づくり

- ・こども家庭センターにおける相談支援体制の強化
- ・特定妊婦の早期把握と早期支援

配慮を必要とする子どもや家庭への支援



配慮を必要とする子どもたちが、障がいや病気、経済や家族環境、本人の特性などにより将来を閉ざされることがないように、ニーズにきめ細かに対応できる体制を整備します。

主な取組

障がい児・医療的ケア児等への支援

- ・障がいのある子どもの自立支援の取組
- ・障がい児や医療的ケア児を対象とした保育等の実施
- ・相談体制の充実

子どもの貧困の解消に向けた支援

- ・生活支援や学習支援の充実
- ・経済的支援と各種支援制度の周知

児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

- ・関係機関との情報共有と連携強化
- ・相談・支援体制の充実
- ・早期発見・予防のための取組

自殺やひきこもり、少年非行等への対応

- ・相談・支援体制の充実
- ・子どものSOSへの対応方法等の普及啓発
- ・少年非行や被害防止に関する取組

子どもや若者、子育てにやさしいまちづくり

登下校の見守り活動等、安全・安心な環境整備に努めます。子どもの居場所の立ち上げや機能の強化に必要な支援を行い、人とのつながりの中で自己肯定感を高め、主体性を発揮して成長できる環境を整備します。

主な取組

子どもの安全の確保

- ・交通安全に関する啓発
- ・防犯の情報提供
- ・安全な地域づくり、環境整備

生活環境の整備

- ・歩道や施設の利便性の向上・バリアフリー化の推進
- ・安全な公園の整備
- ・安心して子育てができる住宅の提供

学校や地域、行政等の協働・連携体制の整備

- ・子どもへのまなざし運動<再掲>
- ・関係機関と連携した支援

子どもが安心できる居場所の提供

- ・子どもの居場所の開設等への支援
- ・児童センターや児童遊園、児童広場などの運営、整備

子育て当事者への支援

子育て当事者が安心して子どもとの生活を送れるよう、子育て支援サービス、地域ぐるみでの保育や教育、経済的負担の軽減など、多様な支援を行います。

主な取組

共働きへの理解、共育での推進

- ・広報・啓発の取組
- ・男女共同参画意識の啓発

地域子育て支援、家庭教育支援

- ・子育てに関する講座の開催や情報の提供
- ・子育てサークルや子育てサロンの充実
- ・ファミリーサポートセンターなど、市民相互の支援

ひとり親家庭への支援

- ・利用しやすい相談窓口の整備
- ・専門相談員による就業相談の充実
- ・養育費確保のための支援

子育てや教育に関する負担の軽減

- ・医療にかかる経済的負担の軽減
- ・教育・保育にかかる経済的負担の軽減
- ・Web予約や電子申請など、子育てDXの推進

基本目標3 成長段階に応じた支援を充実する

生まれる前と後－妊娠・出産期、乳児期



妊娠期から出産期、新生児期、乳児期にかけては、母子の健康を守り、保護者の不安や孤独感の軽減を図りながら、安心して出産と子育てのスタートを迎えるための大切な時期です。そのため、必要な支援が必要な人につなげながら、医療や保健、育児を支える切れ目のない支援を進めます。

主な取組

妊娠期から安心して相談できる

- ・母子健康手帳の早期取得の推進
- ・母子健康手帳交付時の面談の実施
- ・支援が必要な妊婦の早期把握
- ・必要な支援につなぐ相談体制の充実

出産前後の心とからだの健康を保つ

- ・産後ケアの充実
- ・出産後の母親の心身ケア
- ・育児不安の軽減に向けたサポート
- ・訪問指導の実施

安心して出産を迎える

- ・必要な方への助産施設での助産
- ・サポートママの派遣など出産時の支援
- ・出産にかかる経済的負担の軽減

母子の健康と乳児期の育ちを支える

- ・妊産婦への健康診査の実施
- ・乳幼児の健康や発達を見守る取組
- ・保健指導の充実
- ・緊急時の医療体制の充実

小学校入学まで－幼児期



幼児期は、心身の発達の土台を育み、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。そのため、こどもの健やかな成長を支えながら、教育・保育の質の向上や小学校への円滑な接続を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を進めます。

主な取組

年齢に応じた健康診査や保健指導を行う

- ・1歳6か月児健康診査
- ・3歳児健康診査
- ・5歳児健康診査
- ・予防接種事業

幼児教育・保育の質を高める

- ・未就学児を対象とした教育・保育の実施
- ・教育・保育従事者の資質向上
- ・幼保小の接続期における教育の推進

親子が安心できる預かりの環境を整える

- ・こども誰でも通園制度の実施
- ・病気のこどもを対象とした保育の実施
- ・子育て家庭に応じた預かりや支援の充実

一人ひとりの状況に応じた育ちを支える

- ・こども家庭センターにおける相談支援体制の強化
- ・障がい児の就園の機会の拡充
- ・特別支援教育相談の充実

高校から社会人－思春期・青年期



思春期から青年期は、進学や就職、結婚や子育てなど、これからの生き方を考え、自分らしい将来を選んでいく大切な時期です。そのため、若者が自分に合った生き方を選ぶよう、時間的・経済的なゆとりの創出を後押しします。また、悩みや不安を早期の支援や相談につなげるとともに、若者が活躍できる環境づくりを進めます。

主な取組

自分らしい将来が選べる

- ・キャリアや結婚・子育てなどに関する情報提供や意識啓発
- ・思考のハードルを下げるための取組
- ・時間的・経済的なゆとりの創出を後押し
- ・奨学金返還支援・新婚生活応援事業



悩みや不安を抱える若者やその家族を支える

- ・相談窓口の周知啓発
- ・悩みや不安を抱える若者の早期把握
- ・必要な支援や相談につなげる取組

若者が学び、成長し、活躍できる環境をつくる

- ・産学官が連携した人材育成の推進
- ・市内・県内の大学等との連携
- ・若者が活躍できる場の創出

小中学生－学童期



小中学生の時期は、多様な学びや経験を重ねる中で、自分自身を大切にしながら、他者とともに成長し、よりよく生きる力を育てていくことが大切です。さまざまな人との関わりや体験を通して、多様な考え方や価値観にふれながら、未来を切り拓く力を育むとともに、一人ひとりが安心して学び、過ごせる環境づくりを進めます。

主な取組

自ら考え、判断し、行動する力を育む

- ・確かな学力の向上に向けた指導の充実
- ・子ども同士が学び合う学習活動の充実
- ・多様な考え方にふれながら学ぶ機会の充実

地域とともに学び、育つ

- ・地域と協力した学校運営の推進
- ・コミュニティ・スクールの取組
- ・地域とのつながりを生かした学びの充実

いじめ等から守る・不登校の子どもを支える

- ・専門チームによる相談体制の充実
- ・スクールカウンセラー等による相談対応
- ・教育支援センター等における支援の充実

居場所や体験活動を充実させる

- ・放課後児童クラブの整備・運営の充実
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・多様な体験活動の充実

こどもの権利

こどもは、今を生きる一人の人間としてかけがえのない存在です。そして、一人ひとりが生まれたときから、幸せに生きていく権利を持っています。

この基本的な権利を国際的に定めた条約が「子どもの権利条約」で、平成元年(1989年)に国連採択、平成2年(1990年)に発効し、日本は平成6(1994年)に批准しました。

条約の定めるさまざまな権利に共通する基本的な考え方は「4つの原則」と呼ばれ、日本の「こども基本法」にも取り入れられています。

4つの原則は「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」(日本ユニセフ協会による)で、今回の計画策定の過程では、子どもの権利条約や4つの原則について、こども向けの言葉で分かりやすくまとめた「佐賀市こどもまんなかNEWS」全4号を通して紹介しました。

子どもの権利条約 4つの原則

差別の禁止

1

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益

2

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利

3

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重

4

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



※文字表記は日本ユニセフ協会のものに合わせています

佐賀市こども計画【概要版】

令和8年3月

発行 佐賀市 こども未来部 こども政策課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 TEL: 0952-40-7293